



だっこするよ

令和3年9月

社会福祉法人茂原高師保育園

北区立赤羽台保育園

〒115 - 0053 北区赤羽台 1-4-11-105

TEL 3900-0189 FAX 3907-8690

園長 奥戸 昌子

子どもの命を守るために必要なこと 基本の実践を繰り返し訓練すること

新型コロナウイルス感染症の新規陽性者数は今まで経験をしたことのない勢いで増加しています。そして、保育園の臨時休園も増えており、自園もいつ臨時休園になってもおかしくありません。急な臨時休園に向けて、ご家族で対応を話し合っておきましょう。備えあれば憂いなしです。保育園は乳幼児が集団生活をする場ですので、クラスターが心配です。大変恐縮ですが、ご家族の中で体調不良、倦怠感、発熱などがある、また、職場等でPCR検査を受けることになった等の場合は、事前に園までお知らせください。検査をされる前から陰性と判明するまで家庭保育をお願いしております。ご理解とご協力をお願い申し上げます。

さて、9月1日は防災の日です。地球温暖化からの気候変動で世界でも大規模な山火事が起きるなど熱波や豪雨と大規模災害が頻発しています。2011年3月11日の東日本大震災、津波、福島第一原子最近は、想定外の事象が続いています。原子力発電所の原発事故、九州、中国地方の豪雨・・・火山列島の日本は、災害国といっても過言ではありません。防災への意識を高めて、過去の事例から学び、警報が出る前に安全に避難するなど小さなお子さんがあるご家庭だからこそ、災害時の「家族の約束」を決めておかれるといいですね。

以前、全国公立保育園施設長セミナー「こどもの命をどう守るか？防災・危機管理」を受講し、危機管理教育研究所の国崎氏が、予防と対策を強化して欲しいと話されました。

- 1, 過去に起きた事例にもっと関心を持つこと、対応の共通理解のもと同じことを繰り返さないようにする。
- 2, 小さな異常や変化を見逃さない、見逃すとやがて事故になる。日頃からの観察力を持つこと。
- 3, 職員間の知識向上を図る。安全対策の知識・意識を同じレベルにする。
- 4, 不測の事態に対応できる体制作り、安全な環境の構築、実践的な訓練、適切な指導、子どもへの安全教育、緊急対応の仕組みづくりが大切である。

以上 研修資料より抜粋

保育園は、防災活動として児童福祉法、消防法で月1回以上の避難訓練が義務付けられています。緊急放送→室内の安全な場所→放送指示→園庭まで避難するという流れです。訓練後、職員からの気付きや課題を記録、確認、そして必要に応じて会議にて話し合います。また、安全教育として紙芝居などを使って災害から身を守ることを伝えています。意識は、行動になり、行動は、習慣になります。習慣は、より安全な避難につながります。防災・安全対策リーダーが、ポケット版BCP「大規模災害発生時の職員の初期行動マニュアル」を作成しました。大規模災害発生時、指示の有無にかかわらず、初期行動が出来るようにまとめたマニュアルです。保育は、お子さんの年齢によっても対応が違います。時間帯や日によって状況が違い、いつでもどこでも誰でも柔軟に対応できなければなりません。子どもの命を守るためには、冷静に判断する力、チームで助け合う力が必要です。災害が、突然降りかかってもより安全にそして迅速に対応できるよう基本に立ち返り行動する、行動のマニュアル化＝実践訓練を繰り返し行っていきます。

もし被災者になったら・・・首都圏で過去にない大地震が起き自宅が倒壊し、家族はバラバラなど想定してみましよう。ライフラインが止り、通信も交通も麻痺。家族とどう再会できるか、地震は明日起きるかも分かりません。お休みの日、ご家族で地域の避難場所まで歩いてみる、子どもと防災備蓄品を使ってみるなどご家族皆で対話しながら備えていきたいものです。命は一つ、かけがえのない家族の命を守るのは、自分自身の意識だとつくづく思います。出来ることから始めましょう。

※写真は避難訓練の写真です。